

報道関係者 各位

令和4年11月29日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年11月22日（火）から11月28日（月）において、埼玉労働局職員19名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該職員の所属と感染確認日ごとの内訳）

11月22日（火）2名（埼玉労働局、ハローワーク熊谷）

11月23日（水）1名（ハローワーク大宮）

11月24日（木）3名（埼玉労働局）

11月25日（金）4名（埼玉労働局、ハローワーク行田、ハローワーク所沢、ハローワーク草加）

11月26日（土）1名（ハローワーク大宮）

11月27日（日）3名（埼玉労働局、ハローワーク所沢）

11月28日（月）5名（埼玉労働局、行田労働基準監督署、ハローワーク行田、ハローワーク越谷）

当該19名の職員については、業務において職員及び利用者を含め濃厚接触者はいないと判断しております。

なお、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡ください。